

三島市空家等登記支援事業

空家等の相続人が、相続登記をし、当該空家等を譲渡した場合、**相続登記に要する費用の一部を補助**します。

○補助金の額

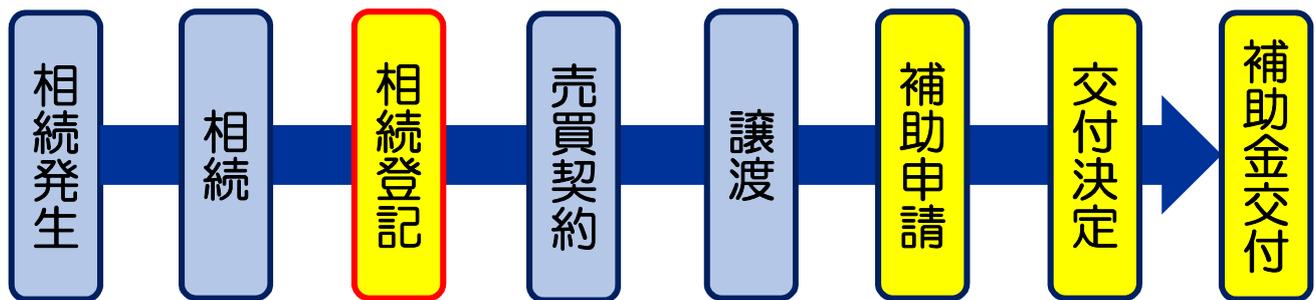
補助対象経費×補助率**1/2**

(1,000円未満を切捨てとし、**5万円**を上限とする。)

○補助の条件

- 空家等が相続の開始の直前において**被相続人の居住の用に**供されていたものであること
- 空家等が相続の開始の直前において**被相続人以外に居住をしていた者がい**なかったものであること
- 空家等の譲渡所得の3,000万円特別控除を**受けること**ができないものであること
- 相続登記が、**令和2年4月1日以降**であること

○事業の流れ



※補助対象経費は下記の費用の合計です。

- 相続登記に関し、司法書士に対して支払う報酬
- 相続登記に必要な官公署の証明書の発行に係る手数料及び通信費
- 相続登記に係る登録免許税相当分の額
- 相続人全員を特定するための調査で、行政書士等に対して支払う報酬
- 遺産分割協議等の代理人として、弁護士に対して支払う報酬

(問合せ先)

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47
三島市計画まちづくり部住宅政策課 建築指導係
電話：055-983-2644(直通)

